

F P 追補資料

平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 5 月 31 日 までの主な改正項目

- ライフプラン関連 2 ページ
- 社会保険関連 4 ページ
- 公的年金関連 5 ページ
- リスク管理関連 6 ページ
- 金融資産運用関連 8 ページ
- 不動産関連 10 ページ
- 税金関連 12 ページ
- 平成 20 年度税制改正のポイント 15 ページ
- ◀ 平成 20 年度税制改正・新旧対照表 ▶ 18 ページ

● ライフプラン関連

1 フラット 35 の制度変更

(1) 利用条件の簡素化

平成 19 年 10 月以降の申込分から、借入時の収入基準が廃止され、総返済負担率（年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合）の基準が簡素化された。

《変更前》		《変更後》																	
①収入基準	毎月の返済額の 4 倍以上の月収があること	①収入基準	廃止																
②総返済負担率	<table border="1"><thead><tr><th>年収</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>300 万円未満</td><td>25%以下</td></tr><tr><td>300 万円以上 400 万円未満</td><td>30%以下</td></tr><tr><td>400 万円以上 700 万円未満</td><td>35%以下</td></tr><tr><td>700 万円以上</td><td>40%以下</td></tr></tbody></table>	年収	基準	300 万円未満	25%以下	300 万円以上 400 万円未満	30%以下	400 万円以上 700 万円未満	35%以下	700 万円以上	40%以下	②総返済負担率	<table border="1"><thead><tr><th>年収</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>400 万円未満</td><td>30%以下</td></tr><tr><td>400 万円以上</td><td>35%以下</td></tr></tbody></table>	年収	基準	400 万円未満	30%以下	400 万円以上	35%以下
年収	基準																		
300 万円未満	25%以下																		
300 万円以上 400 万円未満	30%以下																		
400 万円以上 700 万円未満	35%以下																		
700 万円以上	40%以下																		
年収	基準																		
400 万円未満	30%以下																		
400 万円以上	35%以下																		

なお、上記利用条件の変更は、独立行政法人住宅金融支援機構を通じた財形住宅融資についても適用されている。

(2) 融資金利区分の見直し

平成 19 年 10 月以降に資金を受け取る者から、返済期間を 20 年までの年数で設定した場合と返済期間を 21 年以上の年数で設定した場合とで、異なる融資金利が適用されている。

2 国の教育ローンの見直し

国民生活金融公庫が、高校、大学等に入学する者の保護者または本人を対象に行っている教育貸付が、以下のとおり見直されている。

(1) 年金教育貸付

厚生年金保険または国民年金の加入期間が合わせて 10 年以上の者を対象とした年金教育貸付の新規募集が、平成 20 年 4 月から停止されている。

(2) 郵貯貸付

郵政民営化により教育積立郵便貯金の新規預入が平成 19 年 9 月末で終了しているため、教育積立郵便貯金の預金者を対象とした郵貯貸付については将来的に廃止される予定である。

(3) 教育一般貸付

従来、世帯年間収入 990 万円（事業所得者：世帯年間所得 770 万円）以内の者であった

教育一般貸付の融資対象が、平成 20 年 10 月以降、原則として子供の人数に応じた以下の基準に変更される。

子供の人数	給与所得者の年収	事業所得者の年間所得
1 人	790 万円以内	590 万円以内
2 人	890 万円以内	680 万円以内
3 人	990 万円以内	770 万円以内
4 人以上	「子供 3 人」の金額に 4 人目以降の子供 1 人当たり 100 万円ずつ加算した額（事業所得者はこの金額を所得換算した額）以内	

(注)「子供の人数」とは、申込者が扶養している子供の人数であり、年齢、就学の有無は問わない。

3 奨学金制度の見直し

独立行政法人日本学生支援機構が行っている奨学金制度のうち、有利息の第二種奨学金（きぼう 21 プラン）について、平成 20 年 4 月 1 日から、貸与月額が以下のとおり変更されている。

- ・大学生等：選択できる貸与月額が、3 万・5 万・8 万・10 万円から、12 万円が加わって 5 種類となった。
- ・大学院生：選択できる貸与月額が、5 万・8 万・10 万・13 万円から、15 万円が加わって 5 種類となった。

なお、私立大学の医学部課程の者や法科大学院生等については、上記の 12 万円または 15 万円の上限金額を選択した場合に限り、一定の増額が認められている。

4 勤労者財産形成促進制度の見直し

勤労者財産形成促進法の一部改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成 19 年 4 月 23 日に施行された。同改正により、従来、一般財形貯蓄から 50 万円以上引き出して教育資金等に充当した場合に、独立行政法人雇用・能力開発機構から事業主を通じて給付される財産形成貯蓄活用給付金・助成金（最高 21 万円）が、所要の経過措置を講じたうえで、廃止された。

なお、勤労者財産形成助成金、勤労者財産形成基金設立奨励金、中小企業財形共同化支援事業助成金についても、所要の経過措置を講じたうえで、廃止された。

5 日本政策金融公庫の設立

平成 19 年 5 月 18 日に成立した株式会社日本政策金融公庫法により、平成 20 年 10 月 1 日以降、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）は株式会社日本政策金融公庫として統合される。

日本政策金融公庫への統合に伴い、教育資金融資の貸付対象範囲の縮小や大企業向けの食品産業貸付の廃止等が予定されている。

● 社会保険関連

健康保険法の改正（平成 20 年 4 月実施項目）

（ 1 ）窓口負担割合の改正

- ① 現在、3 歳未満の乳幼児については一部負担金の割合が 2 割とされているが、少子化対策の観点から、2 割負担の対象が義務教育就学前までの児童に拡大される。
- ② 70～74 歳の者（現役並み所得者以外）の窓口負担割合（平成 20 年 4 月から、原則 2 割負担へ引き上げ）は、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 1 年間に限り、従前同様、1 割に据え置かれる。

（ 2 ）後期高齢者医療制度の創設（退職者医療制度および老人保健制度の廃止）

75 歳以上の者、または 65～74 歳で一定の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者はすべて、後期高齢者医療制度（長寿医療制度、以下「新制度」という）に加入することとなった。これまで加入していた健康保険や国民健康保険からは脱退となり、新制度加入者は国民健康保険等の被保険者または被扶養者ではなくなる。また、新制度には「被扶養者」という概念はないため、国民健康保険等の被保険者が新制度に加入した場合、その者に扶養されていた 75 歳未満の者は新たに国民健康保険等に加入することとなる。

保険料は、前年中の総所得などを基に個人単位で計算され、所得に応じて決まる「所得割額」と加入者が等しく負担する「均等割額」との合計（最高 50 万円）となる。

従来、国民健康保険等の被扶養者であった 75 歳以上の者は新制度の被保険者として新たに保険料負担が生じるが、激変緩和措置として、新制度に加入する前日に国民健康保険等の被扶養者であった者は、資格取得日から 2 年分の保険料負担は均等割額の 5 割となり、所得割額はかからない（ただし、一時的な措置として、平成 20 年 4 月から 9 月までは保険料はゼロ、平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までは均等割額の 1 割だけの負担となる）。

なお、新制度の創設に伴い、退職者医療制度および老人保健制度は廃止された。ただし、経過措置として、退職者医療制度は平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職被保険者等が 65 歳に達するまで存続する。

（ 3 ）高額介護合算療養費の創設

療養の給付に係る一部負担金等の額および介護保険の利用者負担額（高額療養費または高額介護サービス費もしくは高額介護予防サービス費を控除した額）の合計額が著しく高額である場合の負担軽減を図る観点から、高額介護合算療養費が支給される。

（ 4 ）特定保険料率の創設

後期高齢者医療制度の創設に伴い、健康保険等の保険料率の内訳を定めることとされ、基本保険料率（加入者に対する医療給付、保険事業等に充当）と特定保険料率（後期高齢者支

援金等に充当)が創設された。なお、平成 20 年度の政府管掌健康保険の特定保険料率は 3.3%、基本保険料率は 4.9%であり、一般保険料率はこれまでと変更なく 8.2%となっている。

● 公的年金関連

1 平成 20 年度の年金額等

平成 20 年度の主な年金額等は以下のとおりである。平成 20 年度の年金額は前年度と同じ額となっている。

〔主な年金額等(平成 20 年度価額)〕

項目	平成 20 年度	(参考) 平成 19 年度
物価スライド率	0.985	0.985
老齢基礎年金(満額)	79 万 2,100 円	79 万 2,100 円
振替加算(最高額)	22 万 7,900 円	22 万 7,900 円
配偶者加給年金(最高額)	39 万 6,000 円	39 万 6,000 円
子の加算額(第 2 子まで)	22 万 7,900 円	22 万 7,900 円
子の加算額(3 人目以降)	7 万 5,900 円	7 万 5,900 円
中高齢寡婦加算	59 万 4,200 円	59 万 4,200 円

2 国民年金保険料

平成 20 年度の国民年金保険料は、1 万 4,410 円(平成 19 年度は 1 万 4,100 円)となった。

3 厚生年金保険料

平成 20 年 4 月時点の保険料率は 14.996%となっている(事業主と被保険者が折半負担)。なお、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの月分の保険料率は 15.350%となる。

4 年金個人情報の定期的な通知(ねんきん定期便)

平成 21 年 4 月から、被保険者に、加入履歴、標準報酬月額、保険料納付実績、年金見込額等の年金個人情報を定期的に通知する「ねんきん定期便」が本格実施される予定である。

● リスク管理関連

1 地震保険料等の改定

(1) 基本料率の改定

平成 19 年 10 月以降、地震保険料の基本料率が以下のとおり改定されている。この結果、地震保険料は全国平均で 7.7%引き下げられた。

① 地震保険料が値上がりした道県

住まいの所在地	鉄骨造等の耐火構造		木造等の非耐火構造	
	従前	10 月以降	従前	10 月以降
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県	1,350 円	1,690 円	2,350 円	3,060 円
徳島県、高知県	700 円	910 円	1,650 円	2,150 円
茨城県、山梨県、愛媛県	700 円	910 円	1,650 円	1,880 円
香川県	500 円	650 円	1,200 円	1,560 円
北海道、岡山県、広島県、沖縄県	500 円	650 円	1,200 円	1,270 円

② 地震保険料が値下がりした都府県

住まいの所在地	鉄骨造等の耐火構造		木造等の非耐火構造	
	従前	10 月以降	従前	10 月以降
東京都、神奈川県、静岡県	1,750 円	1,690 円	3,550 円	3,130 円
埼玉県、大阪府	1,350 円	1,050 円	2,350 円	1,880 円
長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県	1,350 円	650 円	2,350 円	1,270 円
福井県	1,350 円	500 円	2,350 円	1,000 円
青森県、宮城県、新潟県、大分県、宮崎県	700 円	650 円	1,650 円	1,270 円
岩手県、秋田県、山形県、富山県、石川県、栃木県、群馬県、鳥取県、長崎県、熊本県	700 円	500 円	1,650 円	1,000 円
福島県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、鹿児島県	500 円	500 円	1,200 円	1,000 円

(注) いずれも保険金額 100 万円当たり (保険期間 1 年) の保険料。実際の保険料は、支払方法、契約期間、地震保険割引の適用により異なる。

(2) 地震保険料の割引制度の拡充

平成 19 年 10 月以降、地震保険料の割引制度について、従来の建築年割引 (割引率 10%) と耐震等級割引 (割引率 10~30%) に加え、免震建築物割引 (割引率 30%) と耐震診断割引 (割引率 10%) の 2 つが新設された。

なお、各割引制度を重複して適用することはできず、複数に該当する場合はいずれかを選択することになる。

(3) 総支払限度額の引上げ

平成 20 年 4 月以降、地震保険の保険金の総支払限度額が従来の 5 兆円から 5 兆 5,000 億円に引き上げられている。

2 自賠責保険料の引下げ

交通事故発生件数の減少等を踏まえ、平成 20 年 4 月 1 日以降に開始する契約から、自賠責保険の保険料が引き下げられた。改定後の保険料は、保険期間 2 年の場合の自家用乗用自動車で 2 万 2,470 円 (8,360 円の引下げ) となっている。

3 少額短期保険業者への移行期間の終了

平成 17 年 4 月に保険業法等の一部が改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後、従来、いわゆる根拠法のなかった共済事業者については、平成 20 年 3 月 31 日までに免許制の保険会社に組織変更するか、あるいは新設された「少額短期保険業者」として財務局に登録しなければ新規の引受けができないとされていたが、その移行期間が適用期限の到来をもって終了した。

● 金融資産運用関連

1 金融商品取引法の全面施行

平成 19 年 9 月 30 日、リスクのある金融商品等の販売を包括的に規制することを目的に成立した金融商品取引法が、全面的に施行された。

なお、金融商品取引法の施行に伴い、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」（投資顧問業法）は廃止され、投資顧問業法で規定されていた内容は金融商品取引法に組み込まれている。

2 郵政民営化

(1) 民営化後の組織

平成 19 年 10 月 1 日、日本郵政公社の民営化により、持株会社である日本郵政株式会社のもと、以下の 4 つの事業会社に分割された。

名 称	主な業務
郵便局株式会社	・郵便やゆうパック等の窓口業務 ・銀行代理業、金融商品仲介業、生命保険・損害保険の募集業務など、郵便局における窓口業務
郵便事業株式会社	郵便事業等
株式会社ゆうちょ銀行	銀行業
株式会社かんぽ生命保険	生命保険業

なお、上記以外に、民営化前の郵便貯金と簡易保険の既契約を管理する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立されている。

(2) 貯金関係の改正等

① 国による元利金保証の廃止

民営化前は、郵便貯金の元利金の支払いを満期まで国が保証していたが、民営化後に預入された貯金および通常貯金等については国の保証が廃止され、預金保険機構の保護の対象となった。ただし、民営化前後の預入額を合わせて 1 人当たり 1,000 万円が預入限度額となっているため、貯金に対する全額保護は実質的に続いていることになる。

なお、民営化前に預入された定期性貯金については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に移管され、満期まで国による元利金保証が継続する。

② 取扱いが廃止された主な商品

教育積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、積立郵便貯金の新規募集が停止された。

なお、既契約については独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に移管され、期間満了まで積立等が行える。

(3) かんぽ関係の改正等

① 国による保険金等の支払保証の廃止

民営化前は簡易保険の保険金の支払いを国が保証していたが、民営化後の契約については国による保証がなくなり、他の民間生命保険会社と同様に、生命保険契約者保護機構による保護の対象となる。

なお、民営化により、民営化前に加入した簡易生命保険契約に係る権利および義務は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に引き継がれ、当該保険契約が消滅するまで管理される（保険金等の支払い、保険料の収納、住所変更、各種申し出への対応などの業務は株式会社かんぽ生命保険に委託されている）。保険金等の支払いにおける政府保証も、当該保険契約が消滅するまで継続する。

② 民営化後の既契約に関する注意点

民営化前の既契約については、簡易生命保険法が廃止されたため、保険金の中途増額、特約の付加などの契約変更はできない。ただし、保険金の減額、特約の削除・減額などは自由に行うことが可能である。

3 個人向け国債の制度改正

個人向け国債（5年・固定金利型）を中途換金する場合は、従来、「直前4回分の各利子（税引前）相当額」が差し引かれていたが、平成20年4月15日以降に中途換金する場合に差し引かれる金額は「直前4回分の各利子（税引前）相当額×0.8」に変更されている。

また、個人向け国債（10年・変動金利型）を中途換金する場合も、従来、「直前2回分の各利子（税引前）相当額」が差し引かれていたが、平成20年4月15日以降に中途換金するものから「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8」に変更されている。

● 不動産関連

1 借地借家法の改正

平成 20 年 1 月 1 日、「借地借家法の一部を改正する法律」が施行され、従来からの事業用借地権の設定期間は 10 年以上 30 年未満とされ、設定期間を 30 年以上 50 年未満とする事業用定期借地権が新設された。同改正により、事業用借地契約自体を締結するのか、借地契約において特約を付けるのかの違いはあるものの、事業用定期借地権等の設定期間は 10 年以上 50 年未満となった。

なお、事業用建物所有目的で 50 年以上の設定期間の場合は、従来どおり一般定期借地権を利用できる。

〔定期借地権の種類と概要〕

項目	一般定期借地権	事業用定期借地権等		建物譲渡特約付借地権
		事業用定期借地権	事業用借地権	
設定期間	50 年以上	30 年以上 50 年未満	10 年以上 30 年未満	30 年以上
借地上の建物用途	制限なし	事業用のみ。一部でも（事業的規模でも）居住用部分がある場合は不可		制限なし
契約方法	公正証書などの書面	公正証書に限る		制限なし（特約を書面とする要件はない）
契約内容	借地契約において以下の特約をする ・契約の更新がない ・建物再築による期間の延長がない ・建物の買取りを請求しない		事業用借地契約を公正証書で締結	借地権設定後 30 年以上経過した時点での建物譲渡特約をする（期限付売買、売買予約）
終了原因	期間満了			地主への建物譲渡
終了時の措置	更地で返還（原則）			借地人（または借家人）が建物を使用しているときは新たに借家契約を締結し使用継続

2 都市計画法の改正

平成 19 年 11 月 30 日、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」が施行された。都市計画法関連の主な改正項目は以下のとおりである。

（1）開発整備促進区の創設

特定大規模建築物の整備を必要とする地域等における地区計画について、「開発整備促進

区」を定めることができるようになった。

(2) 開発許可制度の見直し

- ① 社会福祉施設、医療施設および学校施設の用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を要することになった。
- ② 国、都道府県、市町村等が行う庁舎、宿舍等のための開発行為については、開発許可を要することになった。
- ③ 市街化調整区域内における開発行為の許可基準（いわゆる立地基準）に、公益上必要な建築物として上記①の施設の用に供する目的で行う開発行為の規定が新設された。つまり、上記①については改正前の許可不要から開発許可を要することになったため、許可基準に追加されたものである。また、原則 20ha 以上の計画的な大規模開発についての許可基準が廃止された。
- ④ 国、都道府県等が行う開発（建築）行為については、都道府県知事との協議の成立をもって、開発（建築）許可があったものとみなされることになった。

3 建築基準法の改正

平成 19 年 11 月 30 日、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」が施行された。建築基準法関連の主な改正項目は以下のとおりである。

(1) 特定大規模建築物の立地規制

近隣商業地域・商業地域・準工業地域以外の地域（用途地域の指定のない区域も同様）においては、原則として、特定大規模建築物を建築してはならないことになった。

改正前においては、第 2 種住居地域・準住居地域・工業地域や用途地域の指定のない区域においても、建築可能とされていた。しかし、改正後はこれらの地域（区域）においては、用途地域を変更（指定）するか、用途を緩和する地区計画（開発整備促進区）を決定しなければ、特定大規模建築物を建築することはできなくなった。

（注）特定大規模建築物とは、合計床面積 1 万㎡超の店舗、劇場、映画館、アミューズメント施設、展示場等をいう。

(2) 近隣商業地域内の用途制限の緩和

近隣商業地域内において、客席部分の床面積の合計が 200 ㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場の用途に供する建築物の建築が可能となった。

● 税金関連

1 逓増定期保険の保険料の損金取扱いの見直し

国税庁は、「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち、逓増定期保険の保険料の損金取扱いについて見直しを行った。

昨今の逓増定期保険については、その損金性や課税の繰延べ効果が強調されているものや、保険期間中の保険金額が低い前半部分と高い後半部分の2つの定期保険の組合せとみなすこともできるものなど、商品設計の多様化が進んでおり、従前の取扱いが取引実態と乖離している状況にあることから、現状の商品の実態を踏まえた取扱いにすべく、適正化を図ったものである。

（1）対象となる逓増定期保険

対象となる逓増定期保険は、「保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの」をいう。

改正前は、「保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が60歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が90を超えるもの」であったため、今回の改正で適用範囲はかなり広がったといえる。

（2）改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成20年2月28日以後の契約に係る逓増定期保険の保険料に適用される。したがって、平成20年2月27日までの契約に係る逓増定期保険の保険料については、従前の取扱いが適用される。

（3）保険料の損金算入時期

逓増定期保険に係る保険料の取扱いは、その契約日に応じて、以下のとおりである。

① 平成20年2月28日以後の契約（改正後）

区 分	保険期間の前期6割に相当する期間（前払期間）	前払期間経過後（後期4割）の期間
①満了年齢が45歳以下の契約	保険料の全額を損金に算入	保険料の全額を損金に算入するとともに、前払期間に資産に計上した前払金等の累積額をその期間の経過に応じて取り崩して損金に算入する
②満了年齢が45歳超の契約 （③または④に該当する契約を除く）	保険料の2分の1を損金に算入し、2分の1を資産に計上する	
③満了年齢が70歳超、かつ、 加入年齢+保険期間×2>95 となる契約 （④に該当する契約を除く）	保険料の3分の1を損金に算入し、3分の2を資産に計上する	
④満了年齢が80歳超、かつ、 加入年齢+保険期間×2>120 となる契約	保険料の4分の1を損金に算入し、4分の3を資産に計上する	

② 平成 20 年 2 月 27 日以前の契約（改正前）

区 分	保険期間の前期 6 割に相当する期間（前払期間）	前払期間経過後（後期 4 割）の期間
①満了年齢が 60 歳以下、または 加入年齢+保険期間×2 ≤90 の契約	保険料の全額を損金に算入	
②満了年齢が 60 歳超、かつ、 加入年齢+保険期間×2 >90 となる契約 (③または④に該当する契約を除く)	保険料の 2 分の 1 を損金に算入し、2 分の 1 を資産に計上する	保険料の全額を損金に算入するとともに、前払期間に資産に計上した前払金等の累積額をその期間の経過に応じて取り崩して損金に算入する
③満了年齢が 70 歳超、かつ、 加入年齢+保険期間×2 >105 となる契約 (④に該当する契約を除く)	保険料の 3 分の 1 を損金に算入し、3 分の 2 を資産に計上する	
④満了年齢が 80 歳超、かつ、 加入年齢+保険期間×2 >120 となる契約	保険料の 4 分の 1 を損金に算入し、4 分の 3 を資産に計上する	

なお、役員等特定の者（これらの者の親族を含む）のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としているため給与課税される場合は除かれる。

2 財産評価基本通達の改正

財産評価基本通達が一部改正され、平成 20 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産の評価には以下の改正が適用される。

(1) 類似業種比準方式による株価評価方法の見直し

取引相場のない株式等を評価する際の類似業種比準方式について、評価会社の 1 株当たりの利益金額（いわゆる◎の金額）がゼロを上回る場合には算式の分母は「5」であり、1 株当たりの利益金額がゼロの場合には算式の分母が「3」と区分されていたが、同改正により、1 株当たりの利益金額がゼロの場合であっても、算式の分母は一律「5」とされた。同様に、医療法人に対する出資を類似業種比準方式で評価する場合における算式の分母についても、1 株当たりの利益金額がゼロの場合には従来「2」とされていたが、一律「4」に改正された。

(2) 営業権の評価方法の見直し

これまでの営業権の評価方法は、超過利益金額に営業権の持続年数に応じた基準年利率による複利年金現価率を乗じた金額（課税時期の前年の所得金額を上限）とされていた。超過利益金額とは「平均利益金額×0.5－企業者報酬の額－総資産価額×営業権の持続年数に応じた基準年利率」で計算される。同改正により、上記の超過利益金額の算定方法について以下の改正が行われている。

- ① 総資産価額に乘じる利率について、これまでの国債の利回りを基とした基準年利率（2%）に代えて総資産利益率 5%を用いる。

- ② 「企業者報酬の額」を以下のとおり増額する代わりに、従来 30%の範囲内で認められていた減額を廃止する。

	改正前	改正後
平均利益金額	標準企業者報酬額	
5,000万円	850万円 (17%)	2,500万円 (50%)
1億円	1,000万円 (10%)	4,000万円 (40%)
5億円	5,000万円 (10%)	1億円 (20%)

さらに、前年の所得金額（著名な営業権はその3倍）を評価額の限度とする取扱い、また、超過利益金額が5万円未満の企業、平均利益金額が200万円未満の企業、開業後10年に満たない企業のそれぞれの営業権は評価しないとする取扱いが廃止された。

（3）一般動産の評価方法の変更

一般動産の価額については、従来、原則として、調達価額により評価されていたが、インターネットなどの情報通信技術の発達等により納税者等において取引価額等の把握が容易となってきたことに鑑み、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとされた。ただし、売買実例価額等が明らかでない場合は、従来どおりの取扱いとされる。

（4）標準価額比準方式の廃止

従来、国税局長の定める標準価額を基に評価されていた果樹等、森林の立木以外の立木等、牛馬等、船舶について、果樹等については費用現価方式に、それ以外については売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとされた。

● 平成 20 年度税制改正のポイント

(a) 地域間の財政力格差の縮小

- ・消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税および地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。(18～19 ページ参照)

(b) 経済活性化・競争力の強化

① 研究開発促進税制・情報基盤強化税制

- ・研究開発促進税制について、現行の試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、試験研究費を増加させた場合と売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える場合のいずれかを選択して適用できる税額控除制度を創設。

(20 ページ参照)

- ・情報基盤強化税制について、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携させるためのソフトウェアを対象に追加。

(21 ページ参照)

② 中小企業・ベンチャー支援

- ・人材投資促進税制について、中小企業に係る投資下限額を大幅に引き下げるとともに、教育訓練費が増加した場合の特別税額控除について、対象を中小企業に限定しつつ、教育訓練費の計画的な増加が困難な中小企業が利用しやすい仕組みに改組。

(21 ページ参照)

- ・起業期のベンチャー企業に対する資金を広く呼び込むため、エンジェル税制を大幅に拡充し、一定の特定中小会社に出資した金額について、1,000 万円を限度として寄附金控除を適用する制度を創設。

(19 ページ参照)

③ 事業承継税制

- ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定を踏まえ、平成 21 年度税制改正において、事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設する。本制度は中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行日以後の相続等にさかのぼって適用する。

(35 ページ参照)

- ・新しい事業承継税制の制度化に合わせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。

④ 減価償却制度

- ・減価償却資産の使用実態を踏まえ、機械および装置を中心に、資産区分の大括り化を図るとともに、法定耐用年数を見直す。

(22 ページ参照)

- ・法定耐用年数の短縮特例制度について、承認申請の事務負担に配慮し、手続きを簡素化。

(22 ページ参照)

(c) 民間が担う公益活動の推進、「ふるさと納税」

① 公益法人制度改革への対応

- ・新しい公益法人制度に対応し、税制面からも民間の公益活動を支えていくため、公益社団法人・公益財団法人について、公益目的事業から生じる収益を非課税とするとともに、特定公益増進法人と位置づけて寄附優遇対象とする等の措置を創設。

(23～24 ページ参照)

- ・準則主義（法令で一定の要件を定め、当該要件を満たせば官庁等の許可を必要とせずに法人の設置を認める主義）で設立可能となる一般社団法人・一般財団法人については、さまざまな態様の法人に対応する税制を整備。

(23 ページ参照)

② 寄附金税制

- ・特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得金額の2.5%から5%に引き上げ。

(26 ページ参照)

- ・認定 NPO 法人制度について、パブリック・サポート・テストの緩和や申請手続きの負担を軽減。

(24 ページ参照)

③ 個人住民税の寄附金税制、「ふるさと納税」

- ・地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設するとともに、「ふるさと」に対し貢献または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを導入。

(25 ページ参照)

(d) 環境問題、安心・安全への配慮

- ・民生部門の省エネルギー対策等を促進するため、住宅の省エネ改修促進税制を創設。

(26 ページ参照)

- ・新築された長期優良住宅（いわゆる 200 年住宅）に係る課税の特例を創設。

(27 ページ参照)

(e) 金融・証券税制

- ・上場株式等の配当および譲渡益に係る税率については、金融所得の一体化に向け、平成 20 年 12 月 31 日をもって軽減税率 10%を廃止し、平成 21 年 1 月 1 日から 20%とする。ただし、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成 21、22 年の 2 年間、500 万円以下の譲渡益および 100 万円以下の配当について軽減税率 10%を適用。

(27～28 ページ参照)

- ・平成 21 年 1 月 1 日から、上場株式等の譲渡損失と配当の間の損益通算の仕組みを導入。

(28 ページ参照)

(f) 円滑・適正な納税のための環境整備

- ・ 税務手続きの電子化を促進するため、新たな電子納税手続きを創設。
(30 ページ参照)
- ・ 公的年金受給者の納税の便宜や、市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入。
(30 ページ参照)
- ・ 行政不服審査制度の抜本的な見直しに合わせて、国民の権利利益の救済等に資する国税の不服申立手続きを改善。
(31 ページ参照)

(g) 土地・住宅税制

- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、一定の見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長。
(32 ページ参照)
- ・ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を2年延長。
(32 ページ参照)

平成 20 年度税制改正・新旧対照表

税目	項目	改正前	改正後	施行時期				
法人事業税	法人事業税（所得割および収入割に限る）の標準税率	1. 資本金の額または出資金の額が 1 億円超の普通法人の所得割の標準税率	1. 資本金の額または出資金の額が 1 億円超の普通法人の所得割の標準税率	平成 20 年10月1 日以後開始事業年度				
		(1)年 400 万円以下の所得	3.8%		(1)年 400 万円以下の所得	1.5%		
		(2)年 400 万円超 800 万円以下の所得	5.5%		(2)年 400 万円超 800 万円以下の所得	2.2%		
		(3)年 800 万円超の所得および清算所得	7.2%		(3)年 800 万円超の所得および清算所得	2.9%		
		2. 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率	2. 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率		(1)年 400 万円以下の所得	5.0%	(1)年 400 万円以下の所得	2.7%
		(2)年 400 万円超 800 万円以下の所得	7.3%		(2)年 400 万円超 800 万円以下の所得	4.0%		
		(3)年 800 万円超の所得および清算所得	9.6%		(3)年 800 万円超の所得および清算所得	5.3%		
		3. 特別法人の所得割の標準税率	3. 特別法人の所得割の標準税率		(1)年 400 万円以下の所得	5.0%	(1)年 400 万円以下の所得	2.7%
		(2)年 400 万円超の所得および清算所得	6.6%		(2)年 400 万円超の所得および清算所得	3.6%		
		(3)特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	7.9%		(3)特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	4.3%		
		4. 収入金額課税法人の収入割の標準税率	4. 収入金額課税法人の収入割の標準税率		電気供給業、ガス供給業および保険業を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	電気供給業、ガス供給業および保険業を行う法人の収入金額に対する税率	0.7%

税目	項目	改正前	改正後	施行時期				
地方法人特別税(国税)	地方法人特別税の創設	<p>新設</p> <p>1. 納税義務者等 法人事業税(所得割または収入割)の納税義務者に対して課税する国税</p> <p>2. 課税標準 法人事業税額(標準税率により計算した所得割額または収入割額)</p> <p>3. 税率</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)付加価値割額、資本割額および所得額の合算額によって法人事業税を課税される法人(外形標準課税)</td> <td>148%</td> </tr> <tr> <td>(2)所得割額または収入割額によって法人事業税を課税される法人</td> <td>81%</td> </tr> </table> <p>4. 申告納付 都道府県に対して、法人事業税と併せて行う。</p>	(1)付加価値割額、資本割額および所得額の合算額によって法人事業税を課税される法人(外形標準課税)	148%	(2)所得割額または収入割額によって法人事業税を課税される法人	81%		平成20年10月1日以後開始事業年度
(1)付加価値割額、資本割額および所得額の合算額によって法人事業税を課税される法人(外形標準課税)	148%							
(2)所得割額または収入割額によって法人事業税を課税される法人	81%							
地方法人特別譲与税	地方法人特別譲与税の創設	<p>新設</p> <p>地方法人特別税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設する。</p> <p><譲与基準></p> <p>原則として、地方法人特別税の収入額について、2分の1を人口で、他の2分の1に従業者数であん分して譲与する。</p>		平成21年度以後				
所得税	特定中小会社が発行した株式を取得した場合の特例(エンジェル税制)	<p>新設</p> <p>個人が、次のベンチャー企業(特定中小会社)に出資した場合、1,000万円を限度として寄附金控除を適用する。</p> <p>①設立1年目の株式会社 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者</p> <p>②設立2年目または3年目の株式会社 特定新規中小企業者であって前事業年度、前々事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローが赤字である法人</p> <p>※ 取得した株式の譲渡所得を計算する際は、寄附金控除された金額を株式の取得価額から控除する。</p>		平成20年4月1日以後に取得した株式				

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・住民税	特定中小会社株式に係る譲渡所得等の2分の1課税特例	特定中小会社株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までに取得し、3年経過後に譲渡した場合は、譲渡所得金額を2分の1に相当する金額とする。	廃止	平成20年3月31日までに取得した株式をもって廃止
法人税・所得税	研究開発促進税制	<p>1. 税額控除額</p> <p>①総額型（恒久措置） 試験研究費の総額×8～10%（中小企業等は12%）</p> <p>②増加型（平成20年3月31日までの間に開始する事業年度） 総額型に上乗せで比較試験研究費の増加額×5%</p> <p>2. 税額控除上限額 総額型と増加型合計で法人税額の20%</p>	<p>1. 税額控除額</p> <p>①総額型（恒久措置） 試験研究費の総額×8～10%（中小企業等は12%）</p> <p>②総額型に上乗せで、次の(1)と(2)のいずれかを選択（平成22年3月31日までの間に開始する事業年度）</p> <p>(1)増加型 比較試験研究費の増加額×5%</p> <p>(2)高水準型 (試験研究費－平均売上高×10%) ×税額控除率</p> <p>※税額控除率 ＝(試験研究費割合－10%)×0.2</p> <p>2. 税額控除上限額 総額型は法人税額の20% 増加型または高水準型で別途、法人税額の10%</p>	平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度
	中小企業投資促進税制	平成20年3月31日までに一定の資産を取得し、事業の用に供した場合、特別償却（取得価額×30%）または税額控除（取得価額×7%）を選択適用 ※ 法人税額の20%が控除限度額	適用期限を2年延長（平成22年3月31日まで）	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期												
法人税・所得税	情報基盤強化税制	<p>情報セキュリティ強化のための投資に対する特別償却（取得価額×35%）または税額控除（取得価額×7%、リース費用総額×4.2%）を選択適用</p> <p>1. 適用期限 平成20年3月31日までに取得等した資産</p> <p>2. 対象資産 ①基本システム ②データベース管理ソフトウェア ③ファイアウォールソフトウェア</p> <p>3. 取得価額基準</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)資本金等の額10億円超</td> <td>1億円以上</td> </tr> <tr> <td>(2)資本金等の額1億円超10億円以下</td> <td>3,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>(3)資本金等の額1億円以下または個人</td> <td>300万円以上</td> </tr> </table>	(1)資本金等の額10億円超	1億円以上	(2)資本金等の額1億円超10億円以下	3,000万円以上	(3)資本金等の額1億円以下または個人	300万円以上	<p>以下の内容で2年間延長・拡充</p> <p>1. 適用期限 平成22年3月31日までに取得等した資産</p> <p>2. 対象資産 部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを対象資産に追加</p> <p>3. 取得価額基準</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)資本金等の額10億円超</td> <td>1億円以上^(注)</td> </tr> <tr> <td>(2)資本金等の額1億円超10億円以下</td> <td>3,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>(3)資本金等の額1億円以下または個人</td> <td>70万円以上</td> </tr> </table> <p>(注)200億円を限度</p>	(1)資本金等の額10億円超	1億円以上 ^(注)	(2)資本金等の額1億円超10億円以下	3,000万円以上	(3)資本金等の額1億円以下または個人	70万円以上	平成20年4月1日から平成22年3月31日の間に取得等した資産
	(1)資本金等の額10億円超	1億円以上														
(2)資本金等の額1億円超10億円以下	3,000万円以上															
(3)資本金等の額1億円以下または個人	300万円以上															
(1)資本金等の額10億円超	1億円以上 ^(注)															
(2)資本金等の額1億円超10億円以下	3,000万円以上															
(3)資本金等の額1億円以下または個人	70万円以上															
	教育訓練費の増加額に係る税額控除	<p>1. 大企業の税額控除額 教育訓練費の増加額×25% (法人税額の10%を限度)</p> <p>2. 中小企業者等の税額控除額 ①教育訓練費増加率40%以上 教育訓練費×20% ②教育訓練費増加率40%未満 教育訓練費×増加率×0.5 ※ 法人税額の10%が控除限度額</p>	<p>1. 大企業の税額控除額 適用期限（平成20年3月31日までに開始する事業年度）の到来をもって廃止</p> <p>2. 中小企業者等の税額控除額 労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合は、教育訓練費総額の8～12%相当額を税額控除 税額控除額＝教育訓練費×税額控除率 ※ 税額控除率＝8%＋（教育訓練費÷労働費用－0.15%）×40</p>	平成20年4月1日以後開始事業年度												

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税	交際費等の損金不算入	法人が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度において、支出する交際費等は損金不算入（中小企業者は400万円以下の部分につき90%まで損金算入）	適用期限を2年間延長（平成22年3月31日までに開始する事業年度）	
	欠損金の繰戻し還付の不適用	平成20年3月31日までに終了する事業年度において生じた欠損金額について、設立5年以内の中小企業者は繰戻し還付の請求可能	適用期限を2年間延長（平成22年3月31日までに終了する事業年度）	平成20年4月30日以後
法人税・所得税	減価償却における法定耐用年数の簡素化	1. 法定耐用年数 機械および装置：390区分 2. 耐用年数の短縮特例 耐用年数短縮の承認を受けて適用可能	1. 法定耐用年数 機械および装置：55区分 2. 耐用年数の短縮特例 耐用年数短縮の適用を受けた減価償却資産について、軽微な変更があった場合または同一の減価償却資産を取得した場合等には、再度承認申請することなく、変更等の届出により適用可能	平成20年4月1日以後開始事業年度
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、事業年度（年間）合計額300万円に達するまでは全額を損金（必要経費）算入可能	適用期限を2年間延長（平成22年3月31日までに取得する資産）	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税・所得税	新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税	<p>新設</p> <p>1. 公益社団法人および公益財団法人</p> <p>①課税対象 各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税（収益事業の範囲から公益目的事業に該当するもの等を除外）</p> <p>②税率 各事業年度の所得の金額に対して30%（所得の金額のうち年800万円以下の部分については22%）の税率を適用</p> <p>③みなし寄附金制度 収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。なお、寄附金の損金算入限度額は次のいずれか多い金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得の金額の50%相当額 ・公益目的事業に使用し、または使用することが確実であると認められるものに相当する金額（収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額を限度とする） <p>④その支払いを受ける利子等に係る源泉所得税 非課税</p> <p>2. 収益事業課税が適用される一般社団法人および一般財団法人</p> <p>①課税対象 次の一般社団法人および一般財団法人については、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の分配を行わない旨が定款において定められている等の要件に該当する一般社団法人および一般財団法人 ・会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としている等の要件に該当する一般社団法人および一般財団法人 <p>②税率 各事業年度の所得の金額に対して30%（所得の金額のうち年800万円以下の部分については22%）の税率を適用</p> <p>3. 全所得課税が適用される一般社団法人および一般財団法人 一般社団法人および一般財団法人のうち上記2①に該当しないものは、法人税法上、普通法人とする。</p> <p>4. 特例民法法人（旧民法34条法人） 従来どおり、所得税法上の公共法人等、法人税法上の公益法人等とする。</p>		平成20年12月1日以後

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税・所得税・相続税	寄附金優遇税制	<p>新設</p> <p>1. 特定公益増進法人および相続財産を贈与した場合の相続税の非課税の対象法人の範囲に公益社団法人および公益財団法人を追加</p> <p>2. 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について次の措置等を講ずる。</p> <p>①非課税の対象法人の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人および公益財団法人を追加 ・剰余金の分配を行わない旨が定款において定められている等の要件に該当する一般社団法人および一般財団法人を追加 <p>②租税特別措置法40条の非課税承認が取り消された場合</p> <p>寄附を受けた公益法人等に対して寄附時の譲渡所得等に係る所得税を課税</p> <p>③寄附財産を譲渡した場合</p> <p>寄附を受けた公益法人等が寄附財産を直接公益目的事業の用に供した後に譲渡し代替資産を取得した場合は、一定の要件のもとで非課税特例を継続適用</p>		平成20年12月1日以後
	認定NPO法人制度の認定要件	<p>1. パブリック・サポート・テスト</p> <p>①原則</p> <p>実績判定期間（直前2事業年度内の期間）</p> $\frac{\text{受入寄附金総額} + \text{社員の会費} - \text{控除金額}}{\text{総収入金額} - \text{控除金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>（平成20年3月31日まで。本則は3分の1）</p> <p>②小規模法人の特例</p> <p>原則の算式に代えて、簡易な算式により判定（基準値3分の1、平成20年3月31日まで）</p> <p>2. 認定の有効期間</p> <p>2年</p>	<p>1. パブリック・サポート・テスト</p> <p>①原則</p> <p>一定の要件を見直して5分の1以上とする特例を3年延長（平成23年3月31日まで）</p> <p>②小規模法人の特例</p> <p>割合を5分の1に引き下げたうえ、3年延長（平成23年3月31日まで）</p> <p>2. 認定の有効期間</p> <p>5年</p>	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
個人住民税	寄附金控除の控除対象寄附金の拡大等	<p>1. 寄附金控除の適用対象</p> <p>①都道府県、市区町村</p> <p>②住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの</p> <p>③住所地の日本赤十字社の支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの</p> <p>2. 控除方式 所得控除方式</p> <p>3. 控除率 適用対象寄附金×税率 10%（道府県民税：4%、市町村民税：6%）の軽減効果</p> <p>4. 控除対象限度額 総所得金額等の 25%</p> <p>5. 適用下限額 10 万円</p>	<p>1. 寄附金控除の適用対象の追加 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金および政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く）のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県または市区町村が条例により指定したものを追加</p> <p>2. 控除方式 税額控除方式</p> <p>3. 控除率 道府県民税：4%、市町村民税：6% ・都道府県が条例により指定した寄附金：道府県民税から控除 ・市区町村が条例により指定した寄附金：市町村民税から控除</p> <p>4. 控除対象限度額 総所得金額等の 30%</p> <p>5. 適用下限額 5,000円</p>	平成 21 年度分以後
	ふるさと納税	<p>新設</p> <p>地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除する。</p> <p><控除額> (地方公共団体に対する寄附金－5,000 円) × (90%－0～40% (所得税限界税率))</p> <p>※ 個人住民税所得割額の 1 割を限度</p>		平成 21 年度分以後

税目	項目	改正前	改正後	施行時期				
法人税	特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額	損金算入限度額 所得基準：所得金額×2.5%	損金算入限度額 所得基準：所得金額×5%					
所得税	住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例	<p>新設</p> <p>居住者が自己の居住の用に供する家屋について省エネ改修工事を含む増改築工事を行った場合に、その工事費用に充てるための住宅ローンを有するときは、その住宅ローン残高（1,000万円以下を限度）の一定割合を5年間にわたり所得税から控除</p> <p>①控除率</p> <table border="1"> <tr> <td>特定の省エネ改修工事に係る工事費用相当部分（200万円を限度）</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の工事費用相当部分</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>②対象借入金 償還期間が5年以上の住宅ローン</p> <p>③対象工事 省エネ改修工事費用が30万円超のもの</p> <p>④選択制 現行の増改築等に係る住宅借入金等特別控除との選択適用</p>	特定の省エネ改修工事に係る工事費用相当部分（200万円を限度）	2%	上記以外の工事費用相当部分	1%		平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住した場合
	特定の省エネ改修工事に係る工事費用相当部分（200万円を限度）	2%						
上記以外の工事費用相当部分	1%							
	住宅借入金等特別控除の対象となる増改築工事	住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等は下記の工事とする。 ・大規模修繕、大規模模様替等 ・一定の耐震改修工事 ・一定のバリアフリー改修工事	住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等に一定の省エネ改修工事を追加 ＜一定の省エネ改修工事＞ 下記の工事で改修部位がいずれも平成11年基準以上の省エネ性能となり、かつ、改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段以上上がる工事 ①居室のすべての窓の改修工事 ②上記①の工事と併せて行う床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事	平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住した場合				

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
固定資産税	省エネ改修を行った住宅に係る税額軽減措置	<p>新設</p> <p>平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅（平成20年1月1日に存する住宅（賃貸住宅を除く））は、翌年度分の固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分まで）から3分の1を減額</p>		
	住宅の長寿命化（「200年住宅」）の促進税制	<p>新設</p> <p>新築住宅に係る減額特例の適用期間を一般住宅より長期間設定する。</p> <p><控除額></p> <p>中高層耐火建築物以外：固定資産税額2分の1減額（5年間）</p> <p>中高層耐火建築物：固定資産税額2分の1減額（7年間）</p>		長期優良住宅の普及の促進に関する法律（仮称）施行日から平成22年3月31日までの取得
不動産取得税		<p>新設</p> <p>課税標準からの控除額を一般住宅特例より拡大する。</p> <p><控除額></p> <p>1,300万円を課税標準から控除</p>		
所得税・住民税	上場株式等の譲渡所得等に対する課税	<p>1. 平成20年12月31日まで</p> <p>10%（所得税7%、住民税3%）</p> <p>※ 特定口座（源泉徴収口座）に係る申告不要の特例は適用される。</p> <p>2. 平成21年1月1日以後</p> <p>20%（所得税15%、住民税5%）</p> <p>※ 特定口座（源泉徴収口座）に係る申告不要の特例は適用される。</p>	<p>1. 平成21年1月1日から平成22年12月31日まで</p> <p>原則：20%（所得税15%、住民税5%）</p> <p>特例：譲渡所得等金額500万円以下の部分10%（所得税7%、住民税3%）</p> <p>※ 特定口座（源泉徴収口座）の源泉徴収税率は10%（所得税7%、住民税3%）</p> <p>※ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額が500万円超の場合は、申告不要の特例を適用しない（申告が必要）。</p> <p>2. 平成23年1月1日以後</p> <p>20%（所得税15%、住民税5%）</p> <p>※ 特定口座（源泉徴収口座）の源泉徴収税率は20%（所得税15%、住民税5%）</p> <p>※ 特定口座（源泉徴収口座）に係る申告不要の特例は適用される。</p>	平成21年1月1日から

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・住民税	上場株式等の配当所得に対する課税	<p>1. 源泉徴収税率</p> <p>平成21年3月31日まで 10%（所得税7%、住民税3%）</p> <p>平成21年4月1日以後 20%（所得税15%、住民税5%）</p> <p>2. 申告</p> <p>・配当金額の多寡にかかわらず、申告不要制度が適用可能</p>	<p>1. 源泉徴収税率</p> <p>平成22年12月31日まで 10%（所得税7%、住民税3%）</p> <p>平成23年1月1日以後 20%（所得税15%、住民税5%）</p> <p>2. 申告</p> <p>①配当等（年間支払額が1万円以下の銘柄を除く）の合計金額が100万円以下の者は、申告不要制度が適用可能</p> <p>②上場株式等の配当所得について、総合課税または申告分離課税20%（所得税15%、住民税5%）を選択適用可能</p> <p>※ 申告分離課税を選択した場合、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、100万円以下の部分について10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率を適用</p> <p>3. 特定口座（源泉徴収口座）への上場株式等の配当等の受入れ 上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収口座）へ受入れ可能</p>	<p>平成21年1月1日から</p> <p>平成22年1月1日以後（予定）</p>
	上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例	<p>新設</p> <p>①上場株式等の譲渡所得等の損失（前年以前3年内の譲渡損失を含む）は、その年の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）から控除可能</p> <p>②特定口座（源泉徴収口座）内における上場株式等の譲渡所得等の損失金額を当該配当所得の金額から控除した金額に対して源泉徴収する（源泉徴収口座内における損益通算が可能となる）。</p>	<p>平成21年分以後の所得税、平成22年度分以後の住民税</p> <p>平成22年1月1日以後（予定）</p>	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・住民税	上場株式等に係る資料情報制度等の整備	<p>1. 特定口座（源泉徴収口座）に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出は不要</p> <p>2. 支払調書の提出範囲は1回に支払うべき金額が次の金額を超えるもの 株式配当：10万円×配当計算期間月数÷12 投資信託の収益分配金：5万円（計算期間が1年以上のものは10万円）</p>	<p>1. 特定口座（源泉徴収口座）に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出は必要</p> <p>2. 支払調書の提出範囲に次のものを追加 ・10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率を適用する上場株式等の配当等</p> <p>3. 上場株式等の配当等の支払者等は、その配当等（源泉徴収口座に受け入れた配当等は除く）の受領者に対して支払報告書を交付しなければならない。また、上場株式等に係る配当所得を申告する場合は、当該支払報告書または特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならない。</p>	平成21年1月1日以後
	公募株式投資信託の解約・償還益の取扱い	公募株式投資信託の解約請求により個別元本を上回る解約価額の金額は配当所得となる。	公募株式投資信託の買取り・解約・終了により交付された金銭は、全額を株式等譲渡所得等の収入金額とみなす。	平成21年1月1日以後
	特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税	平成13年11月30日から平成14年12月31日までに購入した上場株式等を平成17年1月1日から平成19年12月31日までに売却した場合は、取得対価の合計額1,000万円までの株式に係る譲渡益は非課税とする。	廃止	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税	税務手続きの電子化促進措置	<p>1. 電子納税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキング <p>2. 電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の領収書 ・社会保険料控除の証明書 ・小規模企業共済等掛金控除の証明書 ・生命保険料控除の証明書 ・地震保険料控除の証明書 ・給与所得、退職所得および公的年金等の源泉徴収票 ・特定口座年間取引報告書 <p>3. 納税証明書の交付申請が電子的に行われた場合は、書面での納税証明書の交付不可</p>	<p>1. 電子納税の納付手段の追加</p> <p>インターネットバンキングを経由しない電子情報処理組織による納付手続きを追加</p> <p>2. 電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の明細書 ・雑損、寄附金、勤労学生控除の証明書等 ・個人の外国税額控除に係る証明書 ・住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの) ・バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの) ・政党等寄附金特別控除の証明書 <p>3. 納税証明書の電子申請による書面交付納税証明書の交付申請が電子的に行われた場合でも、書面で納税証明書を交付可能</p>	<p>平成21年9月1日以後</p> <p>平成20年1月4日以後</p> <p>平成20年1月4日以後</p>
	国外送金に係る調書の提出対象	金融機関は、取り扱った顧客の国外送金等のうち送金金額が200万円超のものについて、一定の事項を記載した国外送金等調書の提出をしなければならない。	国外送金等調書の対象となる国外送金等の金額を100万円超に引下げ	平成21年4月1日以後
	住民税	個人住民税における公的年金からの特別徴収制度	<p>新設</p> <p>65歳以上の年金所得者（年金年額が18万円未満の者を除く）が受給する老齢等年金給付から個人住民税を特別徴収する。</p>	平成21年10月以後支給分

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
国税通則法	国税に関する不服申立て手続き	<p>1. 名称 異議申立て</p> <p>2. 不服申立て期間 処分があったことを知った日から2カ月以内</p> <p>3. 審査請求可能期間 異議申立てについての決定を経ずに審査請求をすることができる期間は3月</p>	<p>行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定を整備</p> <p>1. 名称 再調査請求（仮称）</p> <p>2. 不服申立て期間 処分があったことを知った日から3カ月以内に延長</p> <p>3. 審査請求可能期間 再調査請求についての決定を経ずに審査請求をすることができる期間を2月に短縮</p> <p>4. 審査請求人の処分庁に対する質問、争点および証拠の整理等の手続き規定の整備を行う。</p>	
所得税等	事前照会に対する文書回答手続き	<p>1. 事前照会の範囲 実際に行われた、または確実に行われる取引</p> <p>2. 照会・回答内容の公表 照会者名などとともに一定期間経過後に公表</p> <p>3. 公表期間の延期 照会者からの申し出に基づき、120日間公表を延期</p> <p>4. 回答期限 照会文書到達日から3カ月以内</p>	<p>1. 事前照会の範囲 将来行う予定の取引で、個別具体的な資料の提出が可能なものを追加</p> <p>2. 照会・回答内容の公表 照会者を特定できる情報は、原則、非公開</p> <p>3. 公表期間の延期 照会者からの申し出に基づき、180日間公表を延期</p> <p>4. 回答期限 照会文書到達日から3カ月以内の極力早い日</p>	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
登録免許税	土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減措置	平成18年4月1日から平成20年3月31日までの税率の特例 ①土地の売買による所有権移転登記 1.0%（本則2.0%） ②土地の所有権信託登記 0.2%（本則0.4%）	平成20年4月1日から平成23年3月31日までの税率の特例 ①土地の売買による所有権移転登記 平成21年3月31日まで 1.0% 平成22年3月31日まで 1.3% 平成23年3月31日まで 1.5% ②土地の所有権信託登記 平成21年3月31日まで 0.2% 平成22年3月31日まで 0.25% 平成23年3月31日まで 0.3%	
所得税・法人税	優良賃貸住宅の割増償却	平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、一定の優良な賃貸住宅の取得等をした場合は、5年間36%（耐用年数35年以上のものは50%）の割増償却が可能	適用期限を2年延長（平成22年3月31日まで）	
相続税・贈与税	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例	平成19年12月31日までの住宅取得等資金贈与について、相続時精算課税制度における贈与税計算上の特別控除額2,500万円に1,000万円上乘せし、3,500万円まで贈与税非課税	適用期限を2年延長（平成21年12月31日まで）	
固定資産税	新築住宅に係る固定資産税の減額措置	平成20年3月31日までに新築された一定の住宅について、3年度分限り、当該住宅に係る固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分まで）の2分の1を減額	適用期限を2年延長（平成22年3月31日まで）	
	高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置	平成20年3月31日までに新築された高齢者向け優良賃貸住宅について、5年度分限り、当該住宅に係る固定資産税額の3分の2を減額	適用期限を2年延長（平成22年3月31日まで）	
不動産取得税	新築住宅用地に係る不動産取得税の減額措置	平成20年3月31日までに土地を取得後3年以内（やむを得ない場合は4年以内）に住宅を新築した場合、一定額を当該土地に係る不動産取得税額から減額	適用期限を2年延長（平成22年3月31日まで）	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
住民税・事業税	国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）	<p>新設</p> <p>地方税における移転価格税制の納税猶予制度の創設</p> <p>1. 徴収猶予 租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合において、その申立てをした者が申請したときに、法人住民税または法人事業税（相互協議の対象になるものに限る）の徴収を猶予する制度を創設（徴収を猶予する場合は猶予する金額に相当する担保を徴する）</p> <p>2. 延滞金の免除 徴収の猶予をした法人住民税または法人事業税に係る延滞金のうち猶予期間（申請の日が猶予した法人住民税または法人事業税の納期限以前である場合には、申請の日から納期限までの期間を含む）に対応する部分を免除</p> <p>3. 国から地方団体への通知 国は、法人が移転価格税制に伴う相互協議の申立てをした場合等は、当該法人の主たる事務所または事業所所在地の都道府県にその旨、移転価格税制により更正決定された法人税額等を通知</p>		平成20年4月1日以後
	法人税	<p>特定同族会社の特別税率（留保金課税）の不適用制度</p> <p>中小企業新事業活動促進法の経営革新計画の承認を受けた中小企業者が、平成20年3月31日までに開始する事業年度において、経営革新のための事業を実施している場合、留保金課税は不適用</p>	廃止	
	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	法人が平成20年3月31日までに支出した使途秘匿金について、通常の法人税に加えてその支出額の40%相当額の法人税を追加課税	適用期限を2年延長（平成22年3月31日まで）	平成20年4月30日以後
特別法人税	退職年金等積立金に対する法人税課税の停止措置	平成20年3月31日まで、退職年金等積立金に対する特別法人税1%と法人住民税0.173%の課税は停止	適用期限を3年延長（平成23年3月31日まで）	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税・所得税・消費税	社会医療法人	<p>新設</p> <p>1. 納税義務および課税所得の範囲 社会医療法人は、収益事業を営む場合に限り法人税の納税義務が生ずることとし、収益事業から生じた所得について法人税を課税（ただし、収益事業の範囲から、社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務を除く）を除外）</p> <p>2. 適用税率 各事業年度の所得の金額に対して22%の軽減税率を適用</p> <p>3. みなし寄附金の適用等 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす（寄附金の損金算入限度額は、所得の金額の50%相当額（当該金額が200万円に満たない場合は年200万円）とする）</p> <p>4. 課税所得の範囲の変更に伴う所要の調整 社会医療法人の認定を受けた場合は、法人の解散および設立があったものとして取り扱う。また、認定の取消しを受けた場合は、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額を益金に算入する。</p>		平成20年4月1日
	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除	<p>所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれない場合、1月1日現在の住所地の市区町村へその年の3月15日までに「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出すれば（提出期限後において個人住民税の納税通知書が送達されるまでに提出されたものを含む）、引ききれない額を住民税から控除</p>	<p>個人住民税の納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除の適用可</p>	

(参考) 平成 21 年度改正の予定

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
相続税	取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設	<p>新設</p> <p>① 事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等により当該会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合は、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得したその会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に係る課税価格の80%に相当する相続税の納税を猶予する。</p> <p>※ 事業承継相続人は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等の過半数を同族関係者と合わせて保有し、筆頭株主である後継者。</p> <p>※ 会社経営をしていた被相続人はその会社の発行済株式等の過半数を同族関係者と合わせて保有し、かつ、筆頭株主であったことを要する。</p> <p>② 対象となる株式のみを相続とした場合の相続税額から、当該株式の額の20%に相当する額の株式を相続とした場合の相続税額を控除した額を猶予税額とする。</p> <p>③ その事業承継相続人が納税猶予対象の株式等を死亡時まで保有し続けた場合など一定の場合に猶予税額の納付を免除する。</p> <p>④ その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、事業を承継していないと認められる場合は、その時点で、猶予税額の全額を納付するものとする。</p> <p>⑤ 上記④の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象株式等に対する譲渡株式等の割合に応じた猶予税額を納付するものとする。</p> <p>⑥ 上記④または⑤により、猶予税額の全額または一部を納付する場合は、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付するものとする。</p> <p>⑦ この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならない。</p> <p>⑧ 個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置を講ずる。</p> <p>⑨ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日以後に開始した相続等から適用を可能とする措置その他所要の措置を講ずる。</p> <p>⑩ 現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置を講じたうえで廃止する。</p>		平成 20 年 10 月 1 日以後の相続へ遡及適用

F P 追補資料

平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 5 月 31 日までの主な改正項目

平成 20 年 6 月 1 日発行

編著者 きんざい ファイナンシャル・プランナーズ・センター

発行所 株式会社きんざい

〒160 - 8520 東京都新宿区南元町 19

TEL 03 - 3358 - 0016 FAX 03 - 3358 - 1971

禁無断転載

700005008